

パワハラと指導の線引きはどこ？ 企業の7割が困惑

職場のハラスメント対策セミナー（管理職向け）

「おい、聞いたか。あいつはセ・パ両リーグ制覇したらしいぞ！」

最近、こんなセリフがビジネスパーソンの中で交わされるようになってきているという。プロ野球の話題ではない。「セ」はセクシャルハラスメント、「パ」はパワーハラスメントの略。つまり、セクハラとパワハラの両方で懲罰を受けたという意味だ。（日経産業新聞 2018/12/7）

前述のセリフは、「自分はそうならないように」という自戒の念が込められているわけですが、一説によるとパワハラの慰謝料の相場としては、ざっくり 50～300 万円程度。但し、パワハラによって精神疾患にかかり、さらに自殺に至ってしまった場合には、慰謝料請求と別に逸失利益を請求され、数千万から場合によっては億単位の金額になることもあり得るとのことです！

厚労省としても、これまでは、パワハラを直接規制する法制度は有りませんでした。職場のパワハラ防止措置を企業に義務付けるための法律を整備する方針を示し、3 月にも法案を提出し、今国会での成立を目指しています。

そこで、当会では、**セクハラ、妊娠・出産に関するハラスメント及びパワーハラスメントについて、弁護士による、現場の管理職向けのセミナー**を開催することとなりました。

経営幹部、管理職の皆様、貴重なこの機会をお見逃しなく、ご参加お待ちしております。

セミナーのポイント

- ①セクハラ、妊娠・出産に関するハラスメント及びパワハラの基礎知識
- ②ハラスメント行為者の責任、会社の法的責任
- ③ハラスメント行為者の社内処分
- ④ハラスメント相談対応
- ⑤事実確認の注意

以上についての判例に言及した解説

講 師：杉江 剛 法律事務所
ばんどう よしくに
弁護士 **坂東 利国氏**



平成 6 年慶応義塾大学法学部法律学科卒業
平成 13 年司法試験合格/平成 15 年弁護士登録
平成 23 年ホライズンパートナーズ法律事務所設立
執筆活動/労働紛争解決のための「民事調停」活用法/出向規程をめぐるトラブル/個人請負型就労者に関する判断基準/無期転換制度による法的リスク対応と就業規則等の整備のポイント/ほか
セミナー講師/東京都社労士会/NTT 東日本/日本電気株式会社他

日時：2019年4月23日（火）13：30～16：00（受付開始 13：00）

会場：東実健保会館会議室（中央区東日本橋 3-10-4・都営新宿線「馬喰横山駅」A1 出口徒歩 1 分）

定員：30 名（先着順）※満席の場合はご連絡します（ホームページでもご確認いただけます）

申込：裏面の参加お申込書にご記入のうえ、FAXしてください。

お申込み F A X 番号

03-5652-1880

お申込書をご記入のうえ、F A X を送信してください。

ご不明な点やお電話でのお申込みは **03-5652-8030** までお気軽にお電話下さい。

先着30名様に「受講票」をお送りいたします。（4月1日発送予定）

【4/23 参加お申込書】

会社名		TEL	
		FAX	
会社 ご住所	〒 —		
参加者 氏名		部署 役職	
参加者 氏名		部署 役職	

<問合せ先>

東京実業連合会 〒103-0004 東京都中央区東日本橋 3-4-10 アクロポリス 2 1 ビル 2 階

電話：03-5652-8030 担当：北原/横山 E-mail：yokoyama@tojituren.or.jp

※ご記入いただきました情報は当該セミナーに関する連絡、記録のために使用します。